

# U&I NEWSLETTER 番外編

弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所  
URYU & ITOGA <https://uryuitoga.com>  
東京事務所 〒107-6036 東京都港区赤坂1丁目12番32号  
アーク森ビル 36階  
TOKYO OFFICE Ark Mori Bldg. 36F 12-32, Akasaka 1-chome  
Minato-ku, Tokyo 107-6036, JAPAN  
TEL: 03-5575-8400 FAX: 03-5575-0800

法律翻訳における

法律英語の活用のコツ

～類似の用語や表現の存在する  
日本語や英語の具体例～

パラリーガル 山本 志織

## 1. はじめに

私は、法律事務所のパラリーガルとして、契約書や意見書といった、法律にかかわる文書を日英に翻訳する業務に携わっています。

翻訳を行う中で気を付けなければならないことのひとつが、日本語で英語でも、類似の用語や表現がさまざまにあることです。そのため、法律翻訳を行うにあたっては、日本語・英語とも類似の用語をそれぞれ複数念頭に置き、各用語のもつニュアンスや意味の違いを認識し、また、翻訳対象となる元の文章のニュアンスを正確に理解した上で、念頭にある複数の用語の中から、もっとも翻訳対象のコンテキストに適合する用語を選択し、それらの用語を使い分けながら、正確な翻訳作業を進めていく必要があります。

本稿では、類似の用語や表現の存在する日本語や英語の具体例をいくつか紹介します。

## 2. 類似の用語や表現の存在する日本語や英語のいくつかの具体例

### (1)「悪意」「故意」「意図的」

「悪意」「故意」「意図的」など、法的に、ある者が何かについて「知っている」ことを意味に含む用語がありますが、これを表現する英語としては、例えば、「Knowingly」「Deliberately」「Willful」「Intentional」「Maliciously」などがあります。

Willful は「意図的に」を意味する用語ですが、意図的に行う対象行為が、悪いことであるというニュアンスを含むことが多いです。例えば、他人の権利や法益を侵害する結果になることを知りながらある行為を行うことを意味する「故意」は、Willful misconduct が決まりきった英語です。

「意図的」は Intentional ともいい、例えば、アメリカ法で、意図的に事実と異なる表示をして契約を締結するよう誘引する場合(例えば、売買対象物に欠陥があるにもかかわらず、売主が、売買対象物には欠陥がないと意図的に嘘をついて買主に売る場合)などをいう「意図的不実表示」

は、Intentional misrepresentation といいます。

また、「計画的に」何かを行ったというニュアンスを含めたい場合には Deliberately という用語を使用することもあります。

他方で、意図的に行う対象行為の善悪を必ずしも特定せずに、ニュートラルに、何かを知りながら何らかの行為を行う場合には、Knowingly という用語を使用することがあります。法律用語における、「単に何かを知っている」という意味での、(何かを知らないことを意味する「善意」に對比されるような)「悪意」の用語は、その「悪意」という語感にかかわらずニュートラルなニュアンスをもつことも多いため、Knowingly と英訳する場合があります。もっとも、上記 Intentional も、ニュートラルな意味合いで使用されることもある用語であり、そのニュアンスの区別は必ずしも一様ではありません。

逆に、「単に何かを知っている」という意味ではない、他人を害する意図をもっている場合に使用するような、「害意」に近いニュアンスをもつ「悪意」の用語には、Knowingly ではなく、Malice、Malicious intent といった用語を使用することが多いです。

## (2)「不正行為」「違法行為」「不法行為」

(1)のとおり「故意」は Willful misconduct といいます。Misconduct と似たニュアンスの日本語の用語としては「不正行為」「違法行為」「不法行為」などがあります。しかし、法律文書として英訳する際にはそれぞれ全く異なる用語を用いるのが通例です。「不正行為」は Misconduct のほか Wrongdoing ともいい、「違法行為」は Illegal act といい、「不法行為」は Tort といいます。

Tort(不法行為)とは、ある行為により他人に生じた損害を賠償する責任が生じる場合のことをいい、英米法上は契約とともに債権の発生原因であるとされているものです。Tort(不法行為)と、行為そのものが法的に違法であることを意味する Illegal act(違法行為)とは明確に区別される用語です。時折、Illegal act の和訳として「不法行為」という日本語を使用するなど、「違法行為」「不法行為」の区別をせずに翻訳している例を見かけますが、このように全く意味が違うものですので、注意が必要です。

また、Wrongdoing(不正行為)は、何らかの規範に従わない行為のことをいい、Illegal act(違法行為)や不法行為(Tort)よりは広い意味をもちます。

## (3)「行う」「遂行する」「履行する」「実施する」「犯す」

「行う」「遂行する」「履行する」「実施する」「犯す」などを意味する英語としては、「Perform」「Conduct」「Do」「Implement」「Commit」などいろいろな用語があります。

債務の内容を実現する行為としての、契約や債務・義務の「履行」は、Performance といいます。例えば、Perform contractual obligations などといいます。また、業務や仕事の「遂行」

についても Perform、Performance といい、例えば、Perform the work/business affairs などともいいます。

行った対象行為が悪いものである場合には、Perform という用語を使用することも可能ですが、Commit という用語を使用することも多く、Commit a violation, Commit a crime, Commit wrongdoing/illegal act などともいいます。「違反する」(「違反を行う、違反を犯す」) という場合には、Perform a breach ともいいますが、Commit a breach ということもでき、例えば、「重大な契約違反を行う(犯す)」というのは、Commit a material breach of contract ということも多いです。

「実施」は直訳する場合には Implement、Implementation ということができます。企業がプロジェクトを実施する場合のように、Implement a project などの用例でも使用可能です。また、特定のニュアンスや法的含みをもたせずに単純に「行う」「する」という行為を表現する場合には、ニュートラルなニュアンスをもつ「Conduct」や「Do」などの用語を使用することもあります。

また、少し特殊な用法として、「特許の実施」は Enforce a patent というように Enforce(実施)という英語を使用することもあります。

#### (4)「責任」「責務」

「責任」「責務」などを意味する英語としては、Responsibility、Liability、Culpability などがあります。

Responsibility とは「責任」であっても、契約上の責任や法律違反の責任などの法的責任のニュアンスを必ずしももたない、一般的な場合をいうことが多いです。英文契約において Responsibility という表現がよく使用されるのは、当事者が何らかの行為を自己の責任と費用負担で行う場合にいう、XX(name of party) shall do YY(description of act) at its own responsibility and expense といった用例が挙げられます。

法的に責任があることを明確にしたい場合には Liability という用語を使用するのが一般的です。例えば「契約上の責任」は Contractual liability といい、「免責」は Exemption from liability といい、英文契約において契約当事者の責任に制限を設ける「責任制限条項」は Limitation of Liability Clause といいます。

なお、「民事責任」は Civil liability というのに対して、「刑事責任」における「責任」は Liability というよりも Culpability を使用することも多く、Criminal culpability ということも多いです(Criminal liability という表現も必ずしもまちがいではありません)。

#### (5) Due、Duly

英語の Due や Duly は、何かが適切な(または既定の)方法や手続に則っているといった意味をもち、「適式」「適正」などの日本語が当てられることが多いです。

例えば、英文契約における通知条項などにも出てくる、Give due notice は、「適式な通知を交付する」ことを意味します。この場合の Due とは、交付された通知が、既定の方法に則った適切なものであることを意味します。

「Duly authorized third party」における Duly も似たような意味で、「適式に権限を授けられた第三者」という意味になります。例えば、英文契約末尾に、契約当事者が各々授けられた者が契約に署名したことを意味する文章として、IN WITNESS WHEREOF, this Agreement is prepared in duplicate, and the parties hereto have caused their duly authorized representatives to sign this Agreement as of the date first above written といった表現が出てきます。

アメリカ憲法は、連邦政府を対象とする修正第 5 条と州を対象とする修正第 14 条において、「Due process」「Due process of law」という用語を使用し、何人も Due process of law (法の適正手続)によることなく生命・自由または財産を奪われない旨定めています。この Due process は日本語では「適正手続」といいます。

また、ほかに Due は、支払時期になったことを意味する、「期限の到来した」という意味もあります。例えば、「期限の到来した金銭債務」は、Due and payable monetary obligations などといい、当初の約定では将来のある時期に支払うべき債務について、(債務者の一定の違反行為等により)いますぐ支払う必要が生じたことを意味する、「期限の利益を喪失する」は、Become accelerated といった英語表現のほかに、Become immediately due and payable ともいいます。

## (6) Installation, Installment

英語の「Installment」「Installation」もまぎらわしいですが異なる用語です。

Installment も Installation も、ともに Install を基本とする用語であり、ともに「導入」「取付」「据付」「設置」といった意味を有します。例えば、「設備取付工事」とは、Equipment installment construction とも Equipment installation construction とも、いずれの英語表現を使用することもできます。

ほかに、Installment には、「シリーズ」「分割」といった意味合いもあります。金銭の支払方法に関する Installment payment や Payment in installments とは「分割払い」「割賦払い」という意味になります(これに対して金銭の「一括払い」は Lump-sum payment, Payment in lump-sum といいます)。また、The first installment in the series というと、例えば、映画「スターウォーズ」や連続テレビドラマなどの、シリーズ物の映画や放送物における最初のものをいいます。Installation にはこのような「シリーズ」「分割」といった意味合いはないという点で、Installment と Installation という用語は明確に区別されます。例えば、もしも「分割払い」の意味をもたせようとして、英語で Payment in installations と書いたら、明らかになまちがいのことになります。

本ニュースレターに関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。  
(<https://uryuitoga.com/form>)

以上